

紀の国障害者プラン2018（案）についての意見募集結果とそれに対する県の考え方

意見募集期間：平成30年4月9日（月）～平成30年4月22日（日）

意見提出件数：8件

意見件数：35件

意見No.	計画本文ページ	ご意見概要	ご意見に対する県の考え方等について
1	P 1	全国的に障害者の数が非常なペースで増加している。このような状況に対し危機感を感じる意味合いを計画策定の趣旨あるいは位置づけ等の箇所に記載するべきではないか。	本県における療育手帳所持者及び精神障害者保健福祉手帳の所持者数が増加傾向にあることについては、第2章第1項「障害のある人の現状」において記載しています。
2	P 3	「手話は言語である」ことを見てわかるように「3 言語（手話を含む。）」の文章を「3 言語（手話言語、音声言語）」もしくは「言語（手話言語を含む。）」との明記をお願いしたい。	表記方法については、障害者基本法を参考としておりますが、和歌山県手話言語条例で定めたとおり「手話」は「言語」として認識しております。
3	P 6～	障害者手帳の数とアンケートの結果が記載されているが、障害者がどれくらい仕事に就いているか、また障害者のサービスの動向は調べないのか。	今回のアンケートにより就労状況について調査を行っています。調査結果については、資料「障害者アンケート調査結果」に記載しています。 障害者のサービスの動向については、第4章のサービスの見込量を算出するために、把握しています。

紀の国障害者プラン2018（案）についての意見募集結果とそれに対する県の考え方

意見No.	計画本文ページ	ご意見概要	ご意見に対する県の考え方等について
4	P 1 1～	アンケートの結果は、「第3章具体的な取組」のどこへ具体的に反映されているのか、全て示してほしい。	<p>障害者アンケートの結果を反映している部分は、多岐にわたっています。例えば、「住まい」の結果については、第3章第2項「4 安心して暮らせる地域づくりの推進」、「6 住みやすい生活環境づくりの推進」、「8 防災対策の推進」等に反映しています。</p> <p>「日常生活」の結果については、第3章第2項「4 安心して暮らせる地域づくりの推進」、「7 情報コミュニケーションに係る支援の促進」、「8 防災対策の推進」等に反映しています。</p> <p>その他のアンケート結果についても、様々な取組に反映しています。</p>
5	P 1 4	「人権や権利擁護について」のアンケート結果について、30%というのは、少ないと思う。質問内容を工夫すべきだったのではないか。	<p>障害を理由とする不当な差別をなくすとともに、障害のある人に必要な配慮がなされるよう、障害や障害のある人への理解を深めることは非常に重要であると認識しています。</p> <p>ご意見を踏まえ、今後のアンケート方法について検討してまいります。</p>
6	P 1 5	一般住民の障害者への偏見や差別意識が依然として存在している現状を踏まえ、地域住民が障害に対して十分に理解し、障害者が地域で主体性をもって安全に暮らせるよう、行政としてあらゆる方法を用いて啓発活動に取り組んでいただきたい。	<p>本プランでは、すべての人がお互いに尊重し合う社会の実現に向けて、県民一人ひとりが障害や障害のある人に対し理解を深めることを目指し、あらゆる広報媒体を活用し、啓発・広報活動の充実を図るとともに、障害を理由とする不当な差別をなくし、障害のある人に必要な配慮がなされるよう、障害者差別解消法の啓発を進めることとしています。</p>

紀の国障害者プラン2018（案）についての意見募集結果とそれに対する県の考え方

意見No.	計画本文ページ	ご意見概要	ご意見に対する県の考え方等について
7	P 1 6 ~ P 1 7	グループホームが不足する現状を踏まえると、入所者数を削減して地域生活に移行させるには問題があると考えます。障害者当事者の意向も反映した上での計画策定をお願いしたい。	本プランでは、地域移行を最優先するのではなく、福祉施設、グループホーム等様々な選択肢の中から、障害のある人がそれぞれの状態に応じ、希望する生活を送ることができるよう、本人の意思決定を尊重した支援を行うこととしています。
8	P 1 6 ~ P 1 7	地域で生活していく上で障害児者は特に病気に関する自己管理が困難なため、緊急時に24時間対応できる救急体制の確保、身近な地域で適切な医療が受けられるよう診療所も活用できるような体制の整備を図られたい。	本県では、救命救急センターを中心に24時間対応できる救急医療体制を堅持しています。医療的ケア児や重症心身障害児に対する支援について、今後さらに充実を図っていく必要があると考えており、関係部局と連携し、検討していきます。
9	P 1 9 ~	特に問題になっていることと、今回の計画で特に取り組むのは何か具体的に示した方が良いのではないかと。	当プランは、第3章第1項「施策の方向性」に記載している「障害等についての理解促進」や「障害のある子供に関する支援の推進」など、8項目を施策の柱として総合的に取り組むこととしています。
10	P 1 9 ~	前回の計画の目標数値の結果を掲載する必要があるのではないかと。目標が達成できていない場合は、その状況を掲載するべきではないかと。	前回の計画の目標数値の最終的な達成状況については、数値が確定し次第公表します。

紀の国障害者プラン2018（案）についての意見募集結果とそれに対する県の考え方

意見No.	計画本文ページ	ご意見概要	ご意見に対する県の考え方等について
11	P 19～	<p>計画を策定するにあたり、専門家からどのような意見が出て、どこに反映させているのかを具体的に示してほしい。</p>	<p>当プランの策定にあたっては、関係行政機関の職員、学識経験のある方、障害のある方、障害者の福祉に関する事業に従事する方により構成される和歌山県障害者施策推進審議会でご意見を伺っています。第3章第2項「2 障害のある子供に関する支援の促進」における療育施策の内容や、「8 防災対策の推進」における避難対策について等、計画全般にわたって意見をいただき反映しています。</p>
12	P 21～	<p>障害は、多種多様であるため、広く理解を得るのは難しいかと思うが、障害のある人がやってみたいと思うことを周りがサポートできる環境を整えば、より住みやすい社会になる。健常者（マジョリティ）がつくりあげる社会に、障害者があわせることが大きな差別であること、そして、障害者が自身の経験を漫談し、それを「笑う」ことのできない人は、障害者と健常者の間に大きな障壁があることをしっかり理解してほしいと思う。</p>	<p>県民一人ひとりが障害や障害のある人に対し、理解を深めることを目指し、様々な障害特性を理解し、障害のある人が困っている場面で積極的にサポートを実践する「あいサポート運動」を推進するため、企業、学校やボランティア団体等の参加を働きかけます。</p>
13	P 21～	<p>買い物や食事、交通機関を利用した稼働などの日常生活で、補助犬同伴での入店拒否や車椅子で乗車するための整備など、さまざまな場面での不便が多く見られる。障害者が健常者と同じく地域で快適に不便なく生活していく上でのサービス利用の利便性向上も重要な課題である。</p>	<p>また、障害を理由とする不当な差別をなくすとともに、障害のある人に必要な配慮がなされるよう、障害者差別解消法の啓発を進めていきます。</p>

紀の国障害者プラン2018（案）についての意見募集結果とそれに対する県の考え方

意見No.	計画本文ページ	ご意見概要	ご意見に対する県の考え方等について
14	P 2 1～	医療費について、地域格差がないよう和歌山県にて一定の基準を作り、医療費の負担軽減につながるよう要望する。	ご意見につきましては、県施策への提言として、参考とさせていただきます。
15	P 2 5	医療的ケア児の支援について、県レベルでの協議の場は設置しないのか。また、今後、圏域等で設置される協議の場への県としての支援について、考え方を示してほしい。	医療的ケア児支援のための保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関の協議の場については、県において設置します。 また、市町村単独での設置が困難な場合には関係市町村の協議により圏域で設置することができるものとされているため、広域的見地から助言等を行っていきます。
16	P 2 7	障害者が経済的に自立するためには、就労して安定した生活を送ることが大切であるため、さらなる雇用の促進、適性に応じた就労支援の取り組みをお願いしたい。	障害のある人の生活の安定を図るために、就労を支援することは非常に重要であると認識しています。 障害のある人が障害の程度や適性に応じて就労できるよう、総合的な就労支援施策を推進していきます。
17	P 3 0～	地域移行を進めるうえで住む場所の確保が重要である。たとえば低家賃の住居の提供、障害者向け公営住宅の建設、グループホームを建設し社会福祉法人等への貸与など障害を持つ人が安心して暮らせるハード面の施策は必要ではないか。	ご意見につきましては、県施策への提言として、参考とさせていただきます。

紀の国障害者プラン2018（案）についての意見募集結果とそれに対する県の考え方

意見No.	計画本文ページ	ご意見概要	ご意見に対する県の考え方等について
18	P 3 3	<p>「生活支援における数値目標」について、説明がなく読み取りにくい。「障害者スポーツ参加者数」については、精神障害の方の人数のみを記載しているかのように読み取れるがそうなのか。</p>	<p>「障害者スポーツ参加者数」については、精神障害の方のみではなく、県内で開催される障害者スポーツ大会等への全参加者数を記載しています。</p> <p>ご指摘を踏まえ、当該箇所の修正を行いました。</p>
19	P 3 6	<p>精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について、県及び各圏域保健所の積極的な関わりが不可欠であると考えますが、県の考え方を示してほしい。</p>	<p>精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めていくための協議の場において、当然各圏域保健所は積極的に関わることとなります。県としても、各圏域保健所も参画している自立支援協議会等と十分連携をとりながら、各圏域の状況や課題を把握し、県全体の地域包括ケアシステムの構築を推進していくことが重要であると考えております。</p>
20	P 3 6	<p>「地域体制整備コーディネーター」が地域包括ケアシステムの構築について関わることで精神障害者の地域生活支援体制の整備が進むことになると考えるが、県の考え方を示してほしい。</p>	<p>地域体制整備コーディネーターは、精神障害者の退院促進・地域定着支援のために、病院や施設等への働きかけや、各地域における課題の整理等を行っています。</p> <p>県としては、精神障害者の地域移行を推進していくためにも、各圏域保健所でその役割を担う地域体制整備コーディネーターがこれまで以上に病院や地域の関係者と連携していくことが必要であると考えています。</p>

紀の国障害者プラン2018（案）についての意見募集結果とそれに対する県の考え方

意見No.	計画本文ページ	ご意見概要	ご意見に対する県の考え方等について
21	P 3 6	<p>「精神障害のある人が、地域の一員として安心して自分らしく暮らすことができるよう、各圏域自立支援協議会において、課題解決に取り組み、医療、福祉、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育等が包括的に確保された「地域包括ケアシステム」を構築します。」と記載されていますが、必ずしも各圏域の自立支援協議会が担うとは示されていないが、考え方を示してほしい。</p>	<p>県としては、既存の各圏域自立支援協議会精神関連部会を活用することを想定していますが、その他にも様々な場を活用し、「地域包括ケアシステム」の構築に向けて取り組んでいきます。</p>
22	P 3 7	<p>ろう学校に聴覚障害者のスクールカウンセラー（またはピアカウンセラー）の配置を図っていただきたい。</p>	<p>ご意見につきましては、県施策への提言として、参考とさせていただきます。</p>
23	P 3 9	<p>和歌山県議会ライブ中継がありますが、手話も字幕もないので知りたい内容が分からない。情報保障について前向きな検討をお願いしたい。</p>	<p>ご指摘のありました「和歌山県議会ライブ中継」における手話通訳や字幕の挿入につきまして、一昨年度より事務局内で検討を行っているところですが、導入するための環境面で様々な問題があり、実現に至っていない現状です。今後も引き続き聴覚障害のある皆様への情報保障について検討を行ってまいります。</p> <p>なお、県議会では、毎定例会終了後に当該定例会の主な一般質問を手話通訳により分かりやすくまとめたテレビ番組「県議会手話だより」を放送しています。</p> <p>県議会ホームページからも視聴することができますので、是非ご利用ください。</p>

紀の国障害者プラン2018（案）についての意見募集結果とそれに対する県の考え方

意見No.	計画本文ページ	ご意見概要	ご意見に対する県の考え方等について
24	P 4 0	和歌山県手話言語条例が施行されたが、県民に普及する取組の一つとして、県民の友に紹介（掲載）する予定はあるか。あるいは他の方法で計画しているか。	「県民の友」平成30年5月号において、手話言語条例についての記事を掲載しています。また、テレビ広報番組「きのくに21」、ラジオ広報番組「ラジオでお届け！県政最前線」においても手話言語条例についての啓発・広報活動を行っています。
25	P 4 0	手話通訳者が未設置である市町村があり、振興局設置の手話通訳者の派遣を行うことがあるが、各地域のろう協会が市町村に対して要望を行う場合は、振興局設置の手話通訳は派遣できないこととなっている。市町村に対する要望であっても「意思疎通支援」及び「情報保障」という視点で派遣を認めていただきたい。	市町村においては、手話通訳の設置や聴覚障害者情報センターに手話通訳者派遣を委託する等、意思疎通支援の体制に対応しているため、振興局に設置している手話通訳者の市町村への派遣は基本的に行っていません。 ただし、県内の障害者団体等が主催又は共催し、県内全域から不特定多数の聴覚障害者等の参加が見込まれる広域的な行事であり、当該市町村では派遣できない合理的な理由がある場合には、振興局設置の手話通訳者や聴覚障害者情報センターに登録されている手話通訳者を派遣することとしています。
26	P 4 0	「点字図書館」と「聴覚障害者情報センター」の機能を併せ持った和歌山県視聴覚障害者情報提供施設の運営について、それぞれの特性に応じて専門性の高い当事者団体が運営主体を担うよう図っていただきたい。	指定管理者制度は、民間事業者が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで施設の設置目的を効果的に達成するために設けられた制度です。当該施設はこの制度を導入し、公平性及び透明性を確保した上で、広く事業者の公募を行い、適切に管理運営を行っています。

紀の国障害者プラン2018（案）についての意見募集結果とそれに対する県の考え方

意見No.	計画本文ページ	ご意見概要	ご意見に対する県の考え方等について
27	P 4 0	手話講習会について、多様なろう者の手話を正確に読取れる人材を育てるためにも、健聴者だけでなく、聴覚障害者も講師として配置していただきたい。	ご意見につきましては、県施策への提言として、参考とさせていただきます。
28	P 4 1	「学校における手話の普及を促進するため、ろう学校全職員を対象とした研修や、聴覚に障害のある子供が通う幼稚園、学校等の教員に対する研修を行います。」について、どのような研修を行うのか。また、児童や生徒向けの手話の普及の取組に関して計画しているか。	ろう学校では、定期的に職場内研修を行っています。また、聴覚に障害のある子どもが通う幼稚園や学校等の教員に対しても、聴覚障害についての理解を図るための研修を実施しています。 児童や生徒向けの手話の普及に関しては、こども版「出張！県政おはなし講座」において、手話に関する講座を実施しています。
29	P 4 1 . P 8 9	手話通訳者登録者数について、目標数値を達成するのは難しいと思う。 また、手話通訳者派遣件数の目標値の根拠を教えてください。	手話通訳者登録者数の目標値を達成するために、従来紀北地方のみで実施していた養成研修について、手話通訳者が少ない紀南地方においても実施します。 手話通訳者派遣件数については、「障害者差別解消法」が平成28年4月1日から施行され、合理的配慮の提供が求められることが広く周知されたため、平成29年度の手話通訳者の派遣件数が、平成28年度と比較し増加しています。その増加を考慮し、目標値を設定しています。

紀の国障害者プラン2018（案）についての意見募集結果とそれに対する県の考え方

意見No.	計画本文ページ	ご意見概要	ご意見に対する県の考え方等について
30	P 4 2	<p>災害発生時の聴覚障害のある人への情報提供の手段が「防災わかやまメール配信サービス」しか明記されていないが、携帯電話等を持っていない聴覚障害のある人にはどのように情報提供されるのか、具体的な対応策の明記をお願いしたい。</p>	<p>災害発生時において、聴覚障害のある人が迅速に対応できるように情報提供体制の整備を行うことは非常に重要であると認識しています。</p> <p>聴覚障害のある人を含む個々の避難行動要支援者に対しては、避難行動要支援者名簿を定期的に更新することで対象者を把握し、避難支援関係者へ事前提供する等、避難支援体制の整備について、主体となる市町村に働きかけ、情報伝達を含めた安全確保に取り組みます。</p>
31	P 4 2	<p>自然災害における緊急時に速やかに対応できるシステム化を築き地域住民の連携協力を深め、災害時要援護者の支援体制づくりが必要である。</p>	<p>災害発生時に障害のある人の安全を確保するため、避難行動要支援者名簿を定期的に更新することで対象者を把握し、避難支援関係者へ事前提供する等、市町村へ働きかけ、避難支援体制の整備に取り組みます。</p>
32	P 4 2	<p>「ろう者が集まる福祉避難所には手話通訳を配置するなど・・・」と記載されているが、ろう者が集まる福祉避難時にはアイドラゴン（目で聴くテレビ）は必須であることを理解していただき、「手話通訳を配置、アイドラゴン（聴覚障害者用情報受信装置）を設置するなど・・・」というような文書に変更をお願いしたい。</p>	<p>災害時の情報保障は非常に重要であると認識しております。聴覚障害のある人が災害時において安全を確保できるよう、様々な情報媒体を用いて、円滑に他の人と意思疎通を図ることが出来るための支援策を設置主体となる市町村と連携して検討していきます。</p>

紀の国障害者プラン2018（案）についての意見募集結果とそれに対する県の考え方

意見No.	計画本文ページ	ご意見概要	ご意見に対する県の考え方等について
33	P 4 4～	第4章第2項「障害保健福祉圏域毎のサービス見込量等」に記載しているサービスの見込量と取組内容の関係が分かりづらい記載となっている。	「圏域の取組」については、「障害福祉サービス等の見込量」に関するものだけではなく、各圏域の障害福祉全般にわたる取組を記載しています。
34	-	プランのパブコメについて、どこまで広報しているか。当事者主体のプランであることを当事者と確認し、全体を検討してほしい。	当プランの策定にあたっては、関係団体のご意見を伺い、当事者の方々の意向を反映させることが重要であると認識しています。 パブリックコメントの実施にあたっては、報道機関への資料提供、県のホームページへの掲載を行うとともに、各関係団体へ個別に通知し、ご意見をいただいています。
35	-	和歌山県では知的障害は療育手帳、高機能自閉症スペクトラム障害は精神障害保健福祉手帳を交付することとなっているが、多くの都府県では、発達障害のある当事者に療育手帳が交付されている。制度やサービスを考えると、療育手帳の交付を統一すべきである。	療育手帳は、知的障害のある方に対して交付されるものであるため、高機能自閉症スペクトラム障害のように知的障害を伴わない発達障害の場合には、療育手帳の交付対象とは認められず、精神障害者保健福祉手帳の交付対象となります。 療育手帳の交付については、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳のように法制化されておらず、厚生労働省の通知に基づき、各都道府県がそれぞれの判断で要綱等を定めているため、全国統一の基準ではありません。 本県では、発達障害の診断を受けている方に対する療育手帳の判定においては、要支援や社会生活能力等を考慮し、療育手帳の交付対象となる場合もあります。 なお、療育手帳制度の全国統一については、本県も全国知的障害者更生相談所長会議を通じ、毎年厚生労働省に要望を伝えています。